



丹篠総 第123号
令和3年7月15日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
企画総務部
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和元年8月29日～令和2年1月29日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	企画総務部総務課
対象事項	週休日の振替について
指摘等内容	<p>週休日等の振替実施要領に規定している振替対象業務は「市等が実施する大会、行事、試験、研修及び講習会等とする」としているが、本来時間外勤務手当を支給すべき内部事務についても振替休で対応している。平成28年度から平成30年度における週休日等の振替簿を確認したところ、振替が取得されていないものがみられた。振替休が取得されない要因は、条例、規則、要領によらず弾力的に運用していたと思われるが、主な要因としては、①条例、規則、要領の通り実施されていないこと、②正規の時間外勤務を振替休にしていること、③ノー残業デーにおける時間外勤務を振替休で対応していること、④時間外勤務を予算不足に伴い振替休又はサービス残業としていること、⑤時間外勤務と振替休の区別が明確化されていない（職員の了承による振替等）などが理由として考えられる（このことは4年前（平成27年11月24日）の定期監査において指示）。</p> <p>したがって、週休日等の振替実施要領に基づいた適正な執行と合わせ未取得の振替については早期に対応されたい又、時間外勤務と週休日の振替及びノー残業デーについても整理されたい。</p> <p>また、週休日の振替によりあらかじめ割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、その勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する（丹波篠山市職員の給与に関する条例第20条第2項）こととなっているが、規定に沿った処理がされていないことから、適正に処理されたい。</p>
改善措置通知日	令和3年7月15日 改善措置通知
改善措置内容	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年8月26日 「所属長研修会」を開催し、各課の課長等に、下記内容を説明し、今後、適正運用に努めるよう周知徹底した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 週休日の振替勤務を適正に運用すること ・ 「ノー残業デー」の時間外勤務を「振替休」としないこと ■ 令和元年11月～ 過去2年間（H30、R元）の振替休日のうち、現状の規定内に取得できなかった振替休日を調査、精査し、時間外勤務手当として算定、令和元年度3月補正予算として計上した。 ■ 令和2年2月 新年度から運用する週休日の振替勤務に係る新マニュアルを策定。内容は、労働基準法に準拠したものとした。 ■ 令和2年3月24日 「所属長説明会」を開催し、上記、新マニュアルを説明し、新年度から適正に運用するよう周知徹底した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和2年4月1日 新マニュアルの運用を開始。 ■ 令和2年4月16日 上記、時間外勤務手当を支給。 （支給内容）H30、R元分 正規職員373人、19,286時間、9,705,010円 臨時職員75人、1,250時間、336,769円 <p>【その他】</p> <p>この間、職員団体とも、5度の交渉、協議を行い、理解を得たところである。</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 新マニュアルに基づき適正な運用に努めている。
改善措置公表日	令和3年7月15日 改善措置公表

【留意事項】

- ・ 担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・ 改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・ 改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・ 改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・ 本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	企画総務部総務課
対象事項	内部統制制度の導入について
指摘等内容	<p>平成29年6月に地方自治法等の一部を改正する法律が公布（施行：令和2年4月）され、都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないとされている（その他の市町村長は努力義務）。</p> <p>内部統制は、首長が担任する事務のうち、財務執行事務や情報管理事務等において、事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取り組みで、業務プロセスの可視化や効率的な事務執行に繋がるものとされている。当市の監査においては、平成28年度から定期監査時に監査対象部署ごとにリスク項目の洗い出しやリスクの発生度・影響度について評価を行い、統制内容、整備・運用状況について確認を行っている。</p> <p>また、平成30年9月5日には、監査委員から市長に対し「内部統制制度の導入について」要望を行っているところである。については、出来る限り早期に内部統制の導入、取り組みについて検討されたい。</p>
改善措置通知日	令和3年7月15日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和元年10月に日本弁護士連合会が主催する、内部統制のあり方に関する研修に総務課長が参加。その中においては、現状「努力義務」とされている市町村の今後の取組についても紹介されており、まずは、リスクの高い業務に限って取り組むことで、（導入に係る）負担軽減を図ることとされている。</p> <p>本市においては、公正職務審査会の活用や法務専門員が日常的に相談を行うことで、リスク発生の抑制に大きく寄与している。</p> <p>現在のところ、本市のような一般市に対する導入時期、内容等、具体的な指示はないが、今後、国・県からの情報や近隣市の動向を注視しながら、制度に関する情報収集等を行うとともに、時流に遅れないよう、引き続き導入に向けた検討を行っていくこととする。</p>
改善措置公表日	令和3年7月15日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	企画総務部 創造都市課
対象事項	チルドレンズミュージアムの施設管理について
指摘等内容	チルドレンズミュージアムは平成13年度に開館し、平成20年度から指定管理者制度を導入、平成30年度の年間利用者数は28,547人と近年においては若干減少しているが、利用者総数のうち6,171人の市民が利用され、地域に愛される施設として地域の活性化に寄与している。しかしながら、開館から18年が経過し、施設の老朽化が進んできていることから、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な維持修繕を行い、より安心安全な施設運営に努められたい。
改善措置通知日	令和3年7月15日 改善措置通知
改善措置内容	施設の維持修繕については、指定管理者による日常的な点検を実施し、修繕を要する箇所の報告等を受けながら、年次計画をもって対応している。災害等で緊急的に対応が必要なものについては、緊急修繕用予算や予備費を活用し、即時対応にあたっている。今後も公共施設等総合管理計画に基づき計画的な維持修繕を実施し、利用者が安心安全に来館できる施設運営に努める。
改善措置公表日	令和 3 年 7 月 15 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	企画総務部 秘書課
対象事項	市長交際費の公表について
指摘等内容	市長交際費の公表については、丹波篠山市長交際費自主公開実施要領の5公開時期により月ごとに整理し、その翌月末日から公開することとなっているが、公開時期が遅れている事例が見られることから適切に処理されたい。
改善措置通知日	令和3年7月15日 改善措置通知
改善措置内容	前のご指摘いただいた令和元年7月、8月分交際費以降は、期限どおりに公開しております。
改善措置公表日	令和 3 年 7 月 15 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。